## 新型コロナウイルス(渡航規制)

## 【ポイント】

- ●2月29日(当地時間), ナイジェリア疾病予防管理センター(NCDC)は, 同日付けで新型コロナウイルスに係る「Public Health Advisory」を更新し, 中国, 韓国, イタリア, イラン及び日本の5か国を国内で感染が進行中(ongoing local transmission)の国として, これらの国からの渡航者に対しては症状がなくても, 14日間自宅にて自主隔離(self-isolate)することを求める旨発表しました。また, ナイジェリア人に対しては, これらの国への不要不急の渡航を控えるよう求めています。
- ●邦人の皆様におかれましては、引き続き、最新の情報を入手するとともに、感染予防に努めてください。

# 【本文】

#### 1 ナイジェリア政府による発表

2月29日(当地時間), ナイジェリア疾病予防管理センター(NCDC)は, 同日付けで新型コロナウイルスに係る「Public Health Advisory」を更新し, 中国, 韓国, イタリア, イラン及び日本の5か国を国内で感染が進行中(ongoing local transmission)の国として, これらの国からの渡航者に対しては症状がなくても, 14日間自宅にて自主隔離(self-isolate)することを求める旨発表しました。また, ナイジェリア人に対しては, これらの国への不要不急の渡航を控えるよう求めています。

同 Advisory のポイントは以下のとおりです。

- (1)出発時に症状がなかったが、渡航中気分が悪くなった旅行者は、到着時、係官に報告することが求められる。
- (2)国内感染が進行している諸国(2月28日時点で,中国,韓国,イタリア,イラン及び日本としている。以下同様。)からの渡航者は,到着時症状がなくても,到着後14日間,自宅にて自主隔離(self-isolate)しなければならない。
- (3)国内感染が進行している諸国からの渡航者で、発熱、咳や呼吸困難を伴う体調不良がある場合は、到着後14日以内に、以下を行うことを求める。
  - ・直ちに、屋内にとどまり、人との接触を避け、自主隔離する。
  - 直ちに、NCDC の24時間フリーダイヤルに連絡する(電話番号: 0800-9700-0010)。
  - ・自己判断による治療(self-medication)は行わないこと。

### 2 感染予防

ナイジェリア保健省やナイジェリア疾病予防管理センターは、日頃の感染予防が感染拡大を防ぐためには重要であるとして、以下の励行を呼びかけています。

- ●こまめに流水、石鹸を使った手洗いを励行する。水を利用できない時は除菌液(サニタイザー)を使用する。
- ●咳をする際にはティッシュ等で口周りを覆う。
- ●咳やくしゃみなどの症状がある人物との濃厚接触を避ける。

## 3 情報収集

新型コロナウイルスに関する主な情報収集源を以下に例示します。 これらや報道などを通じて最新の情報を収集するようお願いします。

●ナイジェリア疾病予防管理センターの「Public Health Advisory」

https://ncdc.gov.ng/news/234/29th-february-2020%7C-public-health-advisory-

to-nigerians-on-novel-

<u>coronavirus-%28%234%29?fbclid=IwAR3glOyabm802CuBg4433yzVdZ8MjAXrp5rGCazIUbAZ5YKlevVrxsVlq1s</u>

- ●ナイジェリア国立疾病管理センター(NCDC)ホームページ https://www.ncdc.gov.ng
- ●外務省海外安全対策ホームページ(日本)

https://www.anzen.mofa.go.jp/

- ●厚生労働省ホームページ(日本)
  https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708 00001.html
- ●首相官邸(日本)

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html

## 4 感染拡大に伴う各国の水際対策

感染拡大に伴い,感染者確認国からの入国制限措置等を実施している国もあり, また,航空会社によっては感染者確認国との間の路線について運航停止または減便 等を行っている場合がありますので,海外渡航を予定している方は,経由国の選定を 含め注意が必要です。

◎外務省では、日本を含む感染者確認国からの入国制限措置や入国後の行動制限に関する各国措置をとりまとめ情報発信しています。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\_world.html

5 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

○在ナイジェリア日本国大使館(医務班/領事班)

電話:090-6000-9019 または 090-6000-9099

※国外からは(国番号 234)90-6000-9019 または 90-6000-9099

夜間緊急連絡用電話:080-3629-0293

※国外からは(国番号 234)80-3629-0293

ホームページ: http://www.ng.emb-japan.go.jp/j/

電子メール : visanigeria@la.mofa.go.jp